

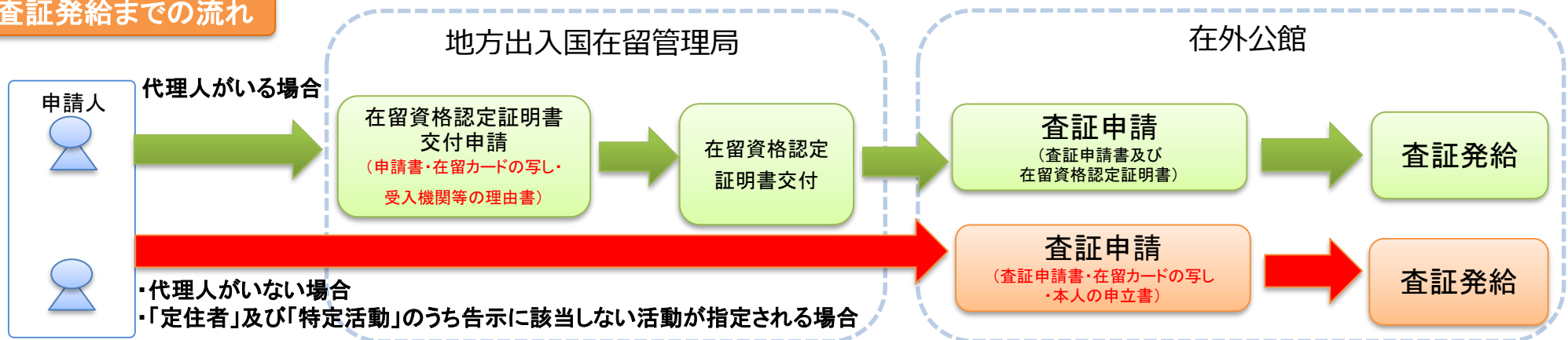


在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について

概要

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難な中長期在留者について、本邦に在留資格認定証明書交付申請の代理人がいる場合は、地方出入国在留管理局において、申請書、受入機関等の理由書、在留カードの写しのみで申請を受け付けているところ、本邦に申請代理人がない場合については、在外公館において、原則として**申請書、在留カードの写し及び本人の申立書**のみで査証申請を受け付ける。
- ②在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者についても、同様に、原則として**申請書、在留カードの写し及び本人の申立書**のみで査証申請を受け付ける。※①②いずれも、必要に応じて他の立証資料を求める場合がある。

査証発給までの流れ



対象者

- みなし再入国許可（再入国許可を含む。）の有効期間の満了日が以下の期間であって、以下のいずれかに該当する者
- ①本邦に申請代理人がない元中長期在留者
- ②在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者
- 2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日(注)の1か月後まで
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することができなかった方が対象。

査証申請期限

滞在先の国・地域が入国制限を解除された日(注)から6か月後まで

(注)「入国制限を解除された日」とは、滞在中の国・地域に係る上陸拒否及び既に発給された査証の効力停止のいずれも解除された日をいう。

* 滞在先の国・地域が入国制限を解除された日から、在外公館における査証申請の受理が開始される。

対象となる在留資格について



令和2年8月13日

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

在留資格	(参考:代理人)	在留資格	(参考:代理人)
芸術	本人と契約を結んだ本邦の機関又は本人が所属して芸術上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員	興行	興行契約機関(興行契約機関がないときは、本人を招へいする本邦の機関)又は本人が所属して芸能活動を行うこととなる本邦の機関の職員
宗教	本人を派遣する外国の宗教団体の支部その他の本邦にある関係宗教団体の職員	家族滞在	一 本邦において本人を扶養することとなる者又は本邦に居住する本人の親族 二 本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となつている者
報道	本人と契約を結んだ外国の報道機関の本邦駐在機関又は本人が所属して報道上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員	特定活動	本人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
経営・管理	一 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所の職員 二 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所を新たに設置する場合にあっては、当該本邦の事業所の設置について委託を受けている者(法人である場合にあっては、その職員)	日本人の配偶者等	本邦に居住する本人の親族
法律・会計業務	本人が契約を結んだ本邦の機関の職員又は本人が所属して法律・会計業務を行うこととなる機関の職員	永住者の配偶者等	本邦に居住する本人の親族
医療	本人が契約を結んだ本邦の医療機関又は本人が所属して医療業務を行うこととなる本邦の医療機関の職員	定住者	本邦に居住する本人の親族
企業内転勤	本人が転勤する本邦の事業所の職員		

(例1)「経営・管理」の在留資格で在留していたところ、申請人自身が一人で会社を経営しており、本邦の事業所に職員がいない場合

(例2)「興行」の在留資格で在留していたところ、申請人は無所属のプロゴルファーとして本邦で活動しており、興行契約機関の職員や招へい者がいない場合

(例3)「永住者の配偶者」で在留していたところ、本体者(永住者)とともに本邦を出国しており、本邦に親族がいない場合

(注)申請者が本邦にいる時又は上記代理人がいる場合、在留資格認定証明書交付申請の取次を行政書士等に依頼することができますが、申請人が本邦を出国しており、かつ代理人がいない場合は、行政書士等に取次を依頼することができませんので、在外公館において査証申請を行って下さい。